

令和5年3月24日 第3回茅ヶ崎市立松林公民館 運営審議会資料4
--

新型コロナウイルス感染症を経た新しい 時代の公民館事業のあり方について

(答申案)

令和5年3月

第20期茅ヶ崎市松林公民館運営審議会

目 次

はじめに	… 1
1 高齢者等のデジタル・ディバイド（情報格差）解消について	… 3
2 対面式講座とオンライン講座等の二刀流について	… 5
3 子どもから高齢者まで誰一人として取り残さない 情報発信について	… 8
終わりに	… 10
資料 諮問書 茅ヶ崎市立松林公民館審議会委員名簿 審議経過	

はじめに

令和4年3月、茅ヶ崎市立松林公民館長から茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に対し、「新型コロナウイルス感染症を経た新しい時代の公民館事業のあり方について」に関し、諮問されました。

茅ヶ崎市立松林公民館（以下「松林公民館」という。）は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「茅ヶ崎市教育基本計画」に定められた基本方針のひとつである「ひとつづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」のもと施策を展開しております。

日本においては、デジタル庁が発足し、「誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現」を目指す重点計画が示されています。また、令和5年で新型コロナウイルス感染症が流行してから4年目となり、政府から、感染症法上の位置づけについて5月8日に、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行するとの方針が正式に示されました。さらに、ロシアによるウクライナ侵攻などの事態の発生は国民の日常生活にも少なからず影響を及ぼしています。このような中、ジェンダー平等を盛り込んだSDGsの取組、人生100年時代、Society 5.0の到来、DXの急速な進展など、急速な変化を続ける社会においては、社会教育の役割も、従来の枠にとどまらず、時代・社会の変化に見合ったものに変化していくことが求められています。

茅ヶ崎市においても、公民館では、令和4年度は感染症対策を講じたうえで、対面での事業実施が増え、地域における交流の機会・場が戻りつつあります。また、コロナ禍において有用であったオンラインによる講座や対面とオンラインを同時に行なうハイブリッド型の講座も継続して実施し、新たな参加者層拡大へと取組を進めています。

今回は、新型コロナウイルス感染症を経た新しい時代の公民館事業のあり方について、「高齢者等のデジタル・ディバイド（情報格差）解消について」、「対面式講座とオンライン講座等の二刀流について」、「子どもから高齢者まで誰一人として取り残さない情報発信について」の項目ごとにグループに分かれ検討した結果を「答申」としてまとめました。

新型コロナウイルス感染症を経た新しい時代の松林公民館事業の発展が、更なる地域住民のよりどころとなることを期待いたします。

このたび、複数回の議論を経て、当審議会においてとりまとめがなされたので、次のとおり答申いたします。

1 高齢者等のデジタル・ディバイド（情報格差）解消について

最初に、デジタル・ディバイドとは、令和２年度の情報通信白書において、「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差」としております。

さて、高齢者でスマホやタブレット端末を利用しない理由について、60歳以上の調査ですが、自分の生活に必要でないから、どのように使うか分からないからという理由が半数あります。逆に考えれば、自分の生活に役立つものと実感させたり使用方法を教えたりすればスマホやタブレット端末を身近に感じることができます。

今回、鶴嶺公民館主催事業の中にシニア向けとして、スマホ入門講座「防災対策講座」を見つけました。対象者は、スマホ購入検討中、若しくはスマホ初心者とあります。多少、商業的な面もありますが、スマホ無償貸与で操作しながら学ぶことができます。一方、業者の片棒を担いでいると穿った意見もあると思いますが、背中を押すには多少の強引さも必要と考えられます。

シニアの感心は、健康・趣味・食事・蓄財・終活などが挙げられます。興味を引きつける知識がスマホやタブレット端末で直ぐに学ぶことができれば身近に感じて購入の動機付けになると考えます。

その他、公民館事業とのかかわりについて

- 1) 公民館事業の情報入手
- 2) 公民館事業や会議室等の予約・キャンセル申込み
- 3) 公民館事業の閲覧（視聴）や会議への参加

上記のうち、特に1)、3)について触れたいと考えます。

1)「情報入手」について、公民館では紙で公民館情報を自治会経由で回覧しています。また、公民館においても同情報やパンフレットを入手することができます。入手したいと考えるのであれば紙で入手することができます。

一方、市のホームページには公民館の主催事業だけでなく市民参加カレンダーから様々な情報を入手することができ、更に申込みシートでエントリーもできます。シニアに限らず、情報端末の有無で情報量に大きな違いが生じています。

3) 閲覧（視聴）について、公民館の過去の事業内容をY o u T u b eで見ることができます。しかし、閲覧や会議に参加（Z o o m）するには、情報端末が必要です。公民館運営審議会委員として、公民館で情報端末の無償貸与制

度を設けていただきたい。情報機器の操作と研修プログラムを学び、公民館でのカリキュラム説明終了後、自宅でのフォローアップ研修として1～2週間程度の貸出しを行い、機器の操作と学習プログラムを学ぶ機会を設けることで、より深く学ぶことができると考えます。途中、Z o o mを使用しての研修成果報告なども併用すれば、デジタル・ディバイドの解消にも繋がっていくものと考えています。

特に高齢者への利用促進は情報端末を必要としたいとするP Rと利用を促進するための研修が継続的に必要と思われます。

財源や補償など様々な問題もありますが、情報の増大と情報を入手したいとする高齢者はこれから増えていくと思います。切り捨てではなく暖かく包んでいただきたいと考えます。

松林公民館運営審議会委員 吉 原 敏 明
村 松 章 生

2 対面式講座とオンライン講座等の二刀流について

公民館は住民同士が（つどう）、（まなぶ）、（むすぶ）ことを促し、人作り、地域作りに貢献することを求められてきた。しかし新型コロナウイルス感染症の拡大により、公民館は閉鎖され、従来の公民館事業が展開できなくなり、オンライン講座が考案された。昨年、一昨年の公民館事業はオンライン講座を使いながら手探り状態で行ってきた。

ここで令和4年度事業計画を見ると、昨年度オンラインで行った講座の中で唯一「スマイリングママサロン」を除いて全事業が対面講座に戻っている。けれどこの「スマイリングママサロン」の今年度の応募者は1件のみで、中止された。（乳飲み子を抱えた母親は対面で、他の人と触れ合うことを求めていることを物語っている）

コロナの功罪を見てみると

①人は幼な子であっても人との触れ合いを本能的に求めるものである。幼子は大人在話す口を見て、声を聴いて言葉を習得していくのだそうだ。マスクをして話しかける大人のマスクを取るように要求している子供の映像を見たことがある。

②小中高生のコロナ禍の影響を調べた結果、友達との接触や遊びが制限され、給食時も黙食を求められ、学校生活の楽しさが減少し、勉強意欲がわからないという調査結果が出たという。

③公民館で講座、ゲーム、練習、調理等で人と触れ合い、その前後にも様々な情報交換（おしゃべり）が行われる。公民館が閉ざされてしまった時、利用者は皆そのおしゃべりがどんなに大事だったか、それによりどんなに心が潤っていたかを改めて知った。

④茅ヶ崎市の小、中学校では令和3年度から児童一人一人に「i P a d」を貸与し（低学年用、高学年用で性能が違う）授業で使い始めた。（i P a dを家庭へ持ち帰る時もある。）これを親や祖父母世代とのつながりにつかえないだろうか？情報モラルの遵守、危険な「i P a d」の使い方に対する注意喚起が求められる。

⑤高齢者のリハビリにスマホやウェアラブル端末を用いたリハビリ支援が始まるというニュースもある。

⑥公民館を利用した病人の遠隔診療も考えられているそうだ（部屋の用意、プライバシー等クリアしなければいけない問題があるが）。（厚生労働省は、通所介護事業所や公民館等の身近な場所での受診を可能とする必要があるとの指摘があることや、患者の勤務する職場においてはオンライン診療の実施が可能

とされていることも踏まえ、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、オンライン診療を受診することが可能な場所や条件について、課題を整理・検討し、結論を得る。（規制改革実施計画（令和４年６月７日閣議決定））ことを受けて、第８９回社会保障審議会医療部会で引き続き検討を進め令和４年度に結論を出すとのことです。）

⑦オンラインの効用の１つにコロナ禍で在宅を強いられ、ユーチューブで楽器のオンライン講座を利用し、ウクレレをマスターした人がいるという話も聞いたことがある。自宅で、自分の好きな時間を利用し、好きなだけ繰り返し利用できるという利点もある。

⑧歩けない人、小さい子のいる人（参加したくても参加できない人）、人と交わるのがいやな人でも参加できる。

⑨災害時のエリア限定の情報収集ができる。

子供の時から日常的にＩＴ機器を使っている今の若い世代の多くはＩＴ社会に容易に溶け込めることであろう。しかし高齢者は自宅にパソコンがあっても、使いこなせない人が多い。そしてパソコンがある程度使えるようになるのはかなりハードルが高いと思われる。

パソコンを使いこなすことは無理でもスマホをある程度使えるようになれば、高齢者も上記のようにリハビリ支援を受けたり、例え歩けなくなってもネット通販を使って買い物をしたり、災害時の情報収集もできるようになることだろう。

オンライン講座の使い方はまだまだ発展の余地があるだろう。

公民館はパソコンやスマホの基礎的な扱い方の対面講座を増やし、高齢者がもっと積極的にＩＴ社会に参加してもらえるようになったらいいと思う。

ＩＣＴ機器の活用を通して、世代間の橋渡しができると社会の抱える課題（高齢化、核家族、引きこもり、人間関係の希薄化・孤立化）解消の１手段になる可能性があると考ええる。例えば、パソコンやスマホ操作に躊躇する高齢者に対して小中学生が教える交流の場をつくる。

ポイントとして

①よくばらない：教える内容や使う機能をしぼる。

②気楽に：実生活に役立つ内容。

③一緒に：世代間交流（それぞれのメリット）

交流後、教えてもらったお礼に高齢者が昔遊びを教えたり、地域の昔の様子を伝えてくれたりする活動まで発展できると理想的。

魅力的な講座が増えていけば、様々な年代の利用者も増え、交流も盛んにな

り、公民館は、地域住民にとって広く開かれた、利用したくなる身近な存在になるのではないだろうか。

松林公民館運営審議会委員 日比野 淳 子
小 川 俊 昭

3 子どもから高齢者まで誰一人として取り残さない情報発信につ

いて

子どもの視点では、いろいろな行事ができなくなった中で、子どもたちは大人が思っている以上に想定外の事を乗り越える力をつけるため、今は貴重な経験をしていると思います。つつい「子どもたち可哀そうだね」というような言葉を発しているが、本当はそうではなく、知識知恵は体験しないと得られない、生きる知恵に変わると思います。今まで行ってきたことと新たに行っていること、それぞれ歩みを止めることなく、継続していくことが大事です。また、情報発信は共有していくためには、今までの公民館で行っていることがなかなか伝わらないところがあるので、講座もイベントもあるが、多くの子どもたちに情報を提供するには限界があるので、学校と地域との連携を密にして、子どもたちが笑顔で楽しく過ごせるようにすることが必要だと思います。

次に、高齢者の視点では、コロナ禍で情報源が何もない、行く場所がない、用もない、病院も怖いから行けない、という風に家に籠っていて、すごく認知症が多くなっています。「人に会ってインプットして、人に会ってアウトプットする！」当たり前のようにしてきた日常がなくなっていますが、様々な制限のある条件でも、一人ひとりの点と点をつなげて線にして行くような取り組みが必要だと思います。高齢者への情報発信の工夫として考えられるのは、①目線から入るデザインや字の大きさを工夫②回覧まわして伝えるだけではなく、伝わる工夫③目に留まるチラシ、ポスターの配布④話題性のあるメッセージ⑤子世代から親世代へ共有、などがあります。

子どもから高齢者まで誰一人として取り残さない情報発信は、あらゆる世代の必要としている人に必要な情報を発信するという情報提供方法で、情報の受け手、例えば「回覧板」では、世帯で最初に誰が回覧板を見るかで、夫が見たら、妻や子どもは見ないことがあるのではないかと想定のもと、ターゲットごとに夫には回覧板、子どもには学校から配布してもらうチラシ、妻には子どもが学校から持ち帰ったチラシ、世帯にはホームページというような複数の情報ルートを使うのが効果的であると思います。一般的に言われていることではありますが、高齢者層ほど紙媒体を支持し、若い層ほど電子媒体を好む傾向があり、講座対象者等を勘案して、発信することが重要であります。また、高齢者に対しても、デジタル・ディバイド解消法として、デジタル機器利用法の講座実施により利用拡大を図った上で、SNSやメール配信による、本人が希望登録した情報をプッシュ配信するというセグメント配信は有効であると考え

ます。

松林公民館運営審議会委員 柴 田 晴 美
小 澤 雅 子

終わりに

今回の答申書作成は、公民館長からの諮問を令和4年3月29日開催の令和3年度第2回運営審議会に受けてスタートしました。この諮問は非常に難しく、松林に限らず、日本全国、はたまた、全世界のことで、高齢者「等」となっていますが、高齢者に限らず、デジタル・ディバイドというのは、今後ますます問題になっていくだろうというものです。公民館ではコロナ禍にあつては、対面式講座ができなかった時期にも社会教育の火は絶やさないという公民館の役割をまっとうするためにオンライン講座を開催してきましたが、オンラインのシステムを使える方は限られています。講座受講ということではなく、使えないと、命綱になる情報を得られる人と得られない人が出てきてしまうという、今まで以上に急速にデジタル化が進んでいくという社会の流れがありました。

このような中、「高齢者等のデジタル・ディバイド(情報格差)解消について」、「対面式講座とオンライン講座等の二刀流について」、「子どもから高齢者まで誰一人として取り残さない情報発信について」の3つの諮問に対し1つの諮問を二人で担当することにし担当を決めました。各委員とも積極的に希望どおり決まりました。そして、次回運営審議会までに、各担当で素案を作成することになりました。令和4年7月7日開催の令和4年度第1回運営審議会にて各担当からの素案について意見交換し次回までに修正を加えることとし、12月1日開催の令和4年度第2回運営審議会にて各担当から修正した素案が出され意見交換をしました。そして令和5年1月末までに各委員からの意見を反映し修正を加えることにし分かれしました。会議開催回数も3回と限られているため修正された答申素案は書面で確認し、意見を募る形にして、令和5年3月24日の令和4年度第3回運営審議会に答申案を審議し、答申書の提出まで進めました。

話し合いが少ない中でも委員の方々の熱心な討議や、加筆修正などを行い意義のある答申書ができたと考えております。答申に示したものが、デジタル・ディバイド解消、対面とオンラインの二刀流で事業を開催することにより、今後新型コロナウイルス感染症と同じような感染症がやってきた時の対応、対面では公民館に来なかった、オンライン講座による新しい層の獲得、新たな情報発信方法に寄与できることを願います。最後に4年目に入ったコロナ禍が収束に向かい、通常の公民館に戻ったときには、地域の中で更に必要とされ、愛され、頼りになる公民館となることを願っています。

松林公民館運営審議会会長 細 田 勲

資料

令和4年3月29日

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会
会長 細田 勲 様

茅ヶ崎市立松林公民館
担当課長兼館長 菊池 修

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を求める事項

新型コロナウイルス感染症を経た新しい時代の公民館事業のあり方について

- 1) 高齢者等のデジタル・ディバイド（情報格差）解消について
- 2) 対面式講座とオンライン講座等の二刀流について
- 3) 子どもから高齢者まで誰一人として取り残さない情報発信について

2 理由

公民館は、住民同士が、つどう（生活のなかで気軽に人々が集うことができる場）・まなぶ（自らの興味関心に基づいて、また社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場）・むすぶ（地域のさまざまな機関や団体の間にネットワークを形成）ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献することが求められてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年2月末から現在まで公民館の休館、貸室の人数制限・時間制限、公民館主催事業の中止など、長期間にわたり多大な影響を受け続け、また、新しい生活様式が求められている中、公民館事業のあり方にも変化が求められています。

そのためには、①インターネットが生活のオプションではなく生きていくための情報を得る命綱にもなり得る時代において、ICT機器を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差の解消、②コロナ禍やコロナ後にあっても新たな感染症に対する強靱化、③利用者層の拡大や双方向のコミュニケーション、若い世代の担い手発掘のための新たな可能性のあるオンライン講座等の活用、④誰一人として取り残さない情報発信等を図っていくことが必要と考えております。

以上のことから、上記1の「検討を求める事項」において諮問をいたしますので、新型コロナウイルス感染症を経た新しい時代の公民館事業のあり方について、ご審議のうえ答申くださいますようお願いいたします。

3 答申希望日 令和5年3月

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会委員名簿

任期2年（令和3年4月1日から令和5年3月31日）

氏 名	選 出 の 区 分
ほそだ いさお 細田 勲	松林地区まちぢから協議会
むらまつ あきお 村松 章生	松林地区社会福祉協議会
おざわ まさこ 小澤 雅子	松林地区民生委員児童委員協議会
よしはら としあき 吉原 敏 明	松林地区体育振興会
しばた はるみ 柴田 晴美	松林学区青少年育成推進協議会
ひ び の じゅんこ 日比野 淳子	松林公民館利用者団体代表
おがわ としあき 小川 俊昭	茅ヶ崎市小学校長会（松林小学校教頭）

新型コロナウイルス感染症を経た新しい時代の
公民館事業のあり方について（答申）

令和 5 年 3 月発行

発行 茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会

編集 茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課松林公民館

〒253-0018

神奈川県茅ヶ崎市室田一丁目 3 番 2 号

電 話 0467-52-1314

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス kou_shourin@city.chigasaki.kanagawa.jp